

議案第44号

町道路線認定及び廃止の件

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次の路線を認定及び廃止しようとするものであります。

令和5年9月1日提出

芽室町長 手 島 旭

(1) 認定路線

路線番号	路線名	起 点
		終 点
431	南町東二条本通	芽室町東2条南6丁目1番1地先
		芽室町東2条南9丁目1番8地先
568	鉄南九丁目通	芽室町東1条南8丁目1番12地先
		芽室町東2条南9丁目1番5地先

(2) 廃止路線

路線番号	路線名	起 点
		終 点
431	南町東二条本通	芽室町東2条南6丁目1番地先
		芽室町東2条南8丁目1番3地先
568	鉄南九丁目通	芽室町東1条南8丁目1番12地先
		芽室町東2条南8丁目2番12地先

町道路線認定及び廃止の内容

(単位：m)

	路線番号	路線名	認定路線 延長	廃止路線 延長	摘 要
認定	4 3 1	南町東二条本通	398		南町開発行為による 宅地造成に伴う町道 路線認定及び廃止
廃止				381	
認定	5 6 8	鉄南九丁目通	80		
廃止				106	
			478	487	<ul style="list-style-type: none"> ・認定 2 路線 ・廃止 2 路線

1	既存の認定路線	593 路線	944, 665m
2	今回認定路線	2 路線	478m
3	今回廃止路線	2 路線	487m
4	認定後の路線	593 路線	944, 656m

町道路線の認定及び廃止の位置図

